

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和元年7月30日（火）午前8時58分～午前9時55分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、指導担当参事、議会事務局長、会計管理者
議 題	1 令和元年第3回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第3回市議会定例会の招集期日は、9月4日（水）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和元年第3回市議会定例会提出議案について (1) 平成30年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は27,679,954,590円、歳出決算額は26,852,365,410円、歳入歳出差引残額は827,589,180円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は44,430,000円であり、実質収支は783,159,180円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 平成30年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (市民部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は8,290,723,144円、歳出決算額は8,110,003,942円、歳入歳出差引残額は180,719,202円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は540,000円であり、実質収支は180,179,202円である。 (結 論)

提出議案として決定する。

- (3) 平成 30 年度武蔵村山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,216,439,474 円、歳出決算額は 1,132,064,774 円、歳入歳出差引残額は 84,374,700 円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は 26,998,000 円であり、実質収支は 57,376,700 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (4) 平成 30 年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 5,033,089,268 円、歳出決算額は 4,845,218,026 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 187,871,242 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (5) 平成 30 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,814,929,087 円、歳出決算額は 1,731,609,016 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 83,320,071 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (6) 平成 30 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,560,651,111 円、歳出決算額は 1,499,817,101 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 60,834,010 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(総務部長説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の報酬等について定める必要があるので、本案を提出する。

現在特別職として任用している嘱託員について、非常勤特別職から地方公務員法が適用される非常勤一般職となるため、報酬、費用弁償及び期末手当について条例で定めるものである。

会計年度任用職員制度の概要について資料 1 で説明する。

1 頁「会計年度任用職員制度導入の目的」であるが、(1) 改正法の趣旨については、行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の 3 類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものである。(2) 地方公務員法の一部改正による適正な任用の確保については、厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、通常の事務職員等であっても、特別職（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化し、「臨時的任用」についても、その対象を国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」のみに厳格化するものである。また、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化するものである。(3) 地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対し期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備するものである。

次に、2 頁「本市における運用」であるが、任用の現状は、非常

勤特別職の嘱託員、非常勤特別職の外国語指導助手、業務繁忙期、職員の休職、育児休業等の代替としての臨時的任用である。会計年度任用職員制度導入後は、これらはパートタイムの会計年度任用職員（常勤職員と比べ勤務時間が短い会計年度任用職員）とする。

報酬及び期末手当の現状は、勤務時間に応じた第 1 種報酬及び通勤費相当の第 2 種報酬を支給している。会計年度任用職員制度導入後は、勤務時間に応じた報酬の支給及び通勤費相当を旅費（費用弁償）として支給する。報酬については、現行報酬単価に地域手当相当分（10%）を上乗せた額とする。任用期間が 6 月以上あり、かつ、社会保険の加入要件を満たす（週 20 時間以上勤務）会計年度任用職員に期末手当を支給する。

なお、年間支給月数は令和 2 年度 1.3 月、令和 3 年度 2.6 月とする。

休暇、休業、職免等の現状は、年次有給休暇及び無給の特別休暇が規定されている。会計年度任用職員制度導入後は、現状の休暇等に加え、原則として、国の非常勤職員に整備されている休暇、休業、職免等の制度を整備する。

サービスの現状は、一般職の職員であれば地方公務員法上課せられるサービスの宣誓はなく、分限処分及び懲戒処分の適用もない状態である。会計年度任用職員制度導入後は、非常勤一般職の職員となり、地方公務員法の規定が適用され、サービスの宣誓の義務が課せられ、一定の事由に該当した場合に、分限処分又は懲戒処分の対象となる。

次に、3 頁「制定及び改正が必要な条例とその概要」であるが、新制度移行後には、会計年度任用職員は非常勤一般職の地方公務員となる。現在、地方公務員法が適用されて制定している各種条例について、常勤一般職の職員に加え、会計年度任用職員に対応した規定とする必要がある。

次に、4 頁「臨時的任用」であるが、(1) 現状及び制度導入に当たっての国の考え方について、本市における臨時職員は、地方公務員法第 22 条第 5 項の規定により、緊急の場合又は臨時の職に関する場合において、6 月を超えない範囲で任用している。しかし、令和 2 年度からは、厳格な能力の実証等を経ないで任用することができる臨時的任用を適正化する目的で、当該条文が「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、6 月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。」と改正される。これにより、現在の運用のように、一時的な業務繁忙時期に事務補助を行う臨時職員の任用はできない

こととなる。また、臨時的任用をした場合は、常勤職員の代わりとなるので、フルタイムで任用し、常勤職員と同様の業務を行わせ、その職務の内容と責任に応じた給料及び手当を支払う必要がある。このことから、改正法の下でも臨時的任用を行うことができる職員の病気休暇、休職、産休及び育児休業取得期間中の任用についても、職員と同水準の人材の確保が困難であることが予想される。(2) 導入案については、原則として、臨時的任用は行わないこととし、業務繁忙時期に事務補助を行うため任用している臨時職員及び保健事業実施時に任用している看護師、保健師等の臨時職員について、会計年度任用職員に移行する。また、職員が病気休暇、休職産休及び育児休業取得期間した際の対応については、人事による対応が図られるまでの間、事務補助としての会計年度任用職員を配置することができるものとする。

最後に、5頁「今後のスケジュールについて」であるが、令和2年度の会計年度任用職員の募集は、例年どおり11月から行う。また、職業安定法第5条の3の規定により、募集時において、報酬の額、勤務時間、休日に関する事項等を明示する必要がある。

施行期日は令和2年4月1日からとする。

なお、新設条例のため、例規文書審査会に付議する。

(質 疑)

- 期末手当のみの支給となり勤勉手当の支給はないのか。また、夏期休暇の取扱いはどのようになるのか。
- 地方自治法上、期末手当を支給することができるという規定になっている。夏期休暇については確認する。
- 勤勉手当が支給されない理由はあるのか。
- 地方自治法上、期末手当を支給することができるという規定になっている。詳細については、確認する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、会計年度任用職員の分限に関する規定を定める必要があるので、本案を提出する。

現在特別職として任用している嘱託員について、非常勤特別職から地方公務員法が適用される非常勤一般職となるため、分限に関し、休職期間の上限等必要な事項を定めるものである。

施行期日は令和2年4月1日からとする。

(質 疑)

- 分限の中でサービスの宣誓を行うのか。
- 採用の時期が異なるため主管課にて辞令交付時に行う。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (9) 武蔵村山市一般職の職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の懲戒に関する規定を定める必要があるので、本案を提出する。

現在特別職として任用している嘱託員について、非常勤特別職から地方公務員法が適用される非常勤一般職となるため、懲戒に関し、その効果等必要な事項を定めるものである。

施行期日は令和 2 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (10) 武蔵村山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を定める必要があるので、本案を提出する。

現在特別職として任用している嘱託員について、非常勤特別職から地方公務員法が適用される非常勤一般職となるため、サービスの宣誓に関し、必要な事項を定めるものである。

施行期日は令和 2 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (11) 武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の勤務時間等について定める必要があるので、本案を提出する。

現在特別職として任用している嘱託員について、非常勤特別職

から地方公務員法が適用される非常勤一般職となるため、勤務時間等について条例で定め、その詳細を規則に委任するものである。

施行期日は令和 2 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の育児休業等について定める必要があるので、本案を提出する。

現在特別職として任用している嘱託員について、非常勤特別職から地方公務員法が適用される非常勤一般職となるため、育児休業等について条例で定めるものである。

施行期日は令和 2 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、非常勤特別職の範囲を改める必要があるので、本案を提出する。

非常勤特別職の範囲が厳格化されたことに伴い、現在の嘱託員及び外国語指導助手は非常勤一般職の会計年度任用職員となるため、規定を改めるものである。

施行期日は令和 2 年 4 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与について定める必要があるので、本案を提出する。

現在特別職として任用している嘱託員について、非常勤特別職から地方公務員法が適用される非常勤一般職となる

ため、この条例において、会計年度任用職員については別に定める旨の規定を定めるものである。

施行期日は令和2年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

この条例中嘱託員と規定している部分を、会計年度任用職員に改めるものである。

施行期日は令和2年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市印鑑条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

第7条第1項第1号に旧氏の記載を加えることにより、旧氏においても印鑑の登録ができるようにするものである。第8条第1項第3号に旧氏の記載を加えることにより、印鑑登録原票に旧氏を登録できるようにするものである。その他所要の規定の整備を行い、施行期日は令和元年11月5日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

新たに公民館さいかち分館を設置するため、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

公民館さいかち分館に係る名称、位置、使用料等を追加するものである。

施行期日は公布の日から起算して6月を超えない範囲内

において、規則で定める日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (18) 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例
(企画財務部長説明)

さいかち地区学習等供用施設を廃止する必要がある
ので、本案を提出する。

さいかち地区学習等供用施設に係る規定を削除する
ものである。

施行期日は公布の日から起算して 6 月を超えない
範囲内において、規則で定める日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (19) 武蔵村山市老人福祉館設置条例の一部を改正する条例
(健康福祉部長説明)

新たにさいかち老人福祉館を設置するため、規定を
整備する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市老人福祉館設置条例別表に、さいかち
老人福祉館の項を加えるものである。

施行期日は公布の日から起算して 6 月を超えない
範囲内において、規則で定める日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (20) 武蔵村山市子どものための教育・保育給付に係る
利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例
(子ども家庭担当部長説明)

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律 65 号)の
一部改正に伴い、規定を整備する必要がある
ので、本案を提出する。

子ども・子育て支援法に規定する用語が改め
られたため、同条例に引用する「支給認定」
を「教育・保育給付認定」に改める等の
規定を整備する。

子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号
に掲げる小学校就学前子ども(幼稚園児等)
の保護者に係る利用者負担金の額を零と
する。

子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号
に掲げる小学校就学前子ども(保育所等 3 歳
から 5 歳児)の保護者に係る利用者負担

金の額を零とするとともに、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（保育所等 0 歳から 2 歳児）の保護者に係る利用者負担金の額のうち、B 階層（住民税非課税世帯）の利用者負担金の額を零とする。

多子世帯負担軽減を図るため、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（保育所等 0 歳から 2 歳児）の保護者に係る利用者負担金の額のうち、A 階層及び B 階層を除く全階層の第 2 子の保護者に係る利用者負担金の額を第 1 子の 50% に引き下げるとともに、年収 360 万円未満相当世帯（世帯における市民税所得割課税額が 57,700 円未満）に適用していた多子世帯負担軽減のカウント方法を年収 360 万円以上相当世帯（世帯における市民税所得割課税額が 57,700 円以上）にも適用する。

施行期日は令和元年 10 月 1 日からとする。

詳細については資料 2 で示したとおりであり、多子世帯負担軽減措置について、改正前の市民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯の場合は、7 歳児（小学生）をカウントせず、2 歳児（保育所）を第 1 子、0 歳児（保育所）を第 2 子とした取扱いであった。市民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯の場合は、7 歳児（小学生）を第 1 子、2 歳児（保育所）を第 2 子、0 歳児（保育所）を第 3 子とした取扱いであった。なお、第 3 子は無償であった。

改正後については、A 階層及び B 階層を除く全階層が、7 歳児（小学生）を第 1 子、2 歳児（保育所）を第 2 子、0 歳児（保育所）を第 3 子とした取扱いとする。同じく、第 3 子は無償とする。

例として、改正後の D3 階層による多子世帯負担軽減のカウントの場合、市民税所得割課税額が 62,400 円以上 71,400 円未満の場合、7 歳児（小学生）を第 1 子とし、2 歳児（保育所）の利用者負担金を本来 10,800 円のところ半額である 5,400 円とし、0 歳児（保育所）を無償とする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(21) 武蔵村山市立児童館設置条例の一部を改正する条例

（子ども家庭担当部長説明）

新たに児童福祉法第 40 条に基づき、さいかち児童館を設置するため、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市立児童館設置条例（昭和 59 年武蔵村山市条例第 2 号）第 2 条中「次の」を「別表に定める」に改め、「名称 武蔵村山市立山王森児童館」「位置 武蔵村山市三ツ

藤三丁目 6 番地の 10」を削り、名称及び位置を別表に定めるものである。

施行期日は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(22) 武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例

(環境担当部長説明)

榎児童遊園を廃止し、改めて榎児童遊園を設置する必要があるので、本案を提出する。

別表の榎児童遊園の項を削り、改めて榎児童遊園の項を加える。

施行期日は令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、武蔵村山市児童遊園条例別表に榎児童遊園の項を加える改正規定は、同年 12 月 1 日から施行する。

都市核地区土地区画整理事業の実施に伴い、当該地区内に、暫定的に榎児童遊園を設置しているが、事業の進捗に伴い移設が必要になったことから、榎児童遊園（武蔵村山市榎三丁目 59 番地の 4）を廃止し、既存のフェンス等を移設して、改めて榎児童遊園（武蔵村山市榎三丁目 38 番地の 30）を設置し開園するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(23) 令和元年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 4 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(24) 令和元年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (25) 令和元年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (26) 令和元年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (27) 令和元年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

【追加予定】

- (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

（企画財務部長説明）

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市固定資産評価審査委員会委員が、令和元年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。

固定資産評価審査委員会委員の任期は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間である。

なお、本議案は追加予定で、固定資産評価審査委員会委員の峯岸芳司氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財務部長説明)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市固定資産評価審査委員会の委員が、令和元年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。

固定資産評価審査委員会委員の任期は、令和元年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの 3 年間である。

なお、本議案は追加予定で、固定資産評価審査委員会委員の阿部 和功氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 専決処分の報告について

(健康福祉部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 1 月 18 日（金）、午前 10 時 10 分頃、職員が東京都多摩立川保健所に向かい走行し、立川市曙町二丁目 33 番先の同市道 2 級 4 号線上において、同市曙町二丁目交差点に進入するため、左折レーンから直進レーンに車線変更をしたところ、変更先レーン後方を走行していた車両と接触し、当該車両の左側前部を損傷させる事故が発生した。

当該事故の過失割合は、市が 80%、相手方の事故当事者を 20% として、相手方の車両損害額の総額のうち、市の過失による損害額に相当する賠償金を支払うものである。

なお、当該損害賠償金については、市が加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から、全額補填されることとなっているものである。

8 月中に示談成立予定であり、市は、相手方の車両損害額の総額 243,235 円のうち市の過失による損害額に相当する 194,588 円を相手方事故当事者に支払い、相手方事故当事者は、市の車両損害額の総額 77,000 円のうち自己の過失による損害額に相当する 15,400 円を市に支払うものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 専決処分の報告について

(建設管理担当部長提出)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 2 月 21 日、午前 11 時 50 分頃、新青梅街道グリーンタウン交差点付近（岸一丁目 30 番地先）の道路下に埋設している公共下水道污水管の本管が油脂等により閉塞していることが判明した。

本管及び公共污水柵等の清掃は市が実施したが、公共污水柵に接続して下水道を使用していた住民が、本管の閉塞が判明する以前に敷地内の排水設備の清掃、原因調査等を実施していたため、これに要した費用のうち、本件事故の以前から埋没していた污水柵の復旧に係る費用を除く部分に相当する賠償金を支払うものである。示談交渉については、現在交渉中である。市は、相手方が管理する屋外排水設備に係る調査費用等の総額 216,000 円のうち、本件事故の以前から埋没していた污水柵の復旧に係る費用を除く 64,800 円を相手方に支払う。

(結 論)

報告事項として決定する。

(3) 平成 30 年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について

(財政担当部長提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告する。

平成 30 年度武蔵村山市の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

議題 2 その他

(1) 令和元年第 3 回市議会定例会の招集期日について

令和元年第 3 回市議会定例会は 9 月 4 日（水）が招集期日である。

